相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市蛭間町字喜多神一二一四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　國友　泰利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日
名古屋市中村区名駅三丁目二一番七号名古屋三交ビル五階
相続財産清算人　弁護士　福手　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市首里平良町二丁目四五番地、最後の住所神戸市兵庫区松原通四丁目四番一八―八〇三号　被相続人　亡　仲村渠　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日
神戸市中央区元町通六丁目一番六号　共進ビル七階　矢形法律事務所
相続財産清算人　弁護士　矢形幸之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡三郷町立野南一丁目二一五五番地、最後の住所奈良県生駒郡三郷町信貴南畑一丁目一番一号
被相続人　亡　吉田　喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日
奈良市小西町九番地川村ビル四階平城総合法律事務所　相続財産清算人　川真田リエ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市西村町一二四八番地、最後の住所島根県浜田市西村町一二四八番地
被相続人　亡　濵浦　潮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日
島根県益田市中吉田町一〇八五番地七センタービル二階　弁護士法人山陰リーガルクリニック益田事務所
相続財産清算人　弁護士　山本　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区大字小嶺二三九番地、最後の住所北九州市八幡西区萩原二丁目四番一―二〇六号　被相続人　亡　能美　利一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日
北九州市門司区柳町一―四―二〇柳町中央ビル三階　相続財産清算人　前野　宗俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字中古賀三〇五番地、最後の住所福岡県大川市大字中古賀三〇五番地
被相続人　亡　今村　直幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日
福岡県大川市大字酒見二七九番地一大川中央ビル二〇三号室
相続財産清算人　司法書士　土田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県みよし市三好町蜂ヶ池二八番地五、最後の住所愛知県みよし市三好町蜂ヶ池二八番地五　山本興業三好寮三〇三号
被相続人　亡　大野　一昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触五五〇番地一海陽ビル二階　法テラス壱岐法律事務所
相続財産清算人　弁護士　後藤　歩

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　吉村てる子
　従前の住所　アメリカ合衆国以下不詳
　生年月日　昭和四年一月五日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第一八八七三号
四　供託金額　二〇九万九一四四円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令六年（家）第七二七九九号

令和八年八月二十六日
東京都渋谷区桜丘町一七番六号　渋谷協栄ビル七階　桜丘法律事務所
不在者財産管理人　弁護士　亀井　真紀

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　仲里　成徳
　住所　ブラジル国サンパウロ州以下不詳
　生年月日　昭和十七年十二月十日
二　供託所　那覇地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第六八〇号
四　供託金額　金一、二五二、五六七円
五　裁判所　那覇家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第八〇〇二号

令和八年八月二十六日
沖縄県糸満市西崎町三丁目四四六番地　一階
不在者財産管理人　中原　鏡博

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために、長年に亘り連絡が取れない無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年八月二十六日
一、墳墓等所在地　埼玉県さいたま市西区三橋五―一五〇五
一、墳墓等の名称及び区画番号　青葉園　二区三五列一二番
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不明、江藤正子
一、改葬を行おうとする者　埼玉県さいたま市西区三橋五―一五〇五　公益財団法人青葉園　代表理事　吉田　奉行
一、連絡先　青葉園管理事務所（電話〇四八―六二三―二一一一）

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年八月二十六日
一、墳墓等所在地　名古屋市千種区堀割町二―一五
一、墳墓等の名称　方等院覚王山陵苑
一、区画番号、死亡者の本籍及び氏名　ＳＡ〇三―〇九四〇　不詳　小林　文夫　ＳＡ〇五―〇六一　愛知県豊川市御津町下佐脇郷中八五　坂田　茂　坂田こはる　ＹＵ〇七―〇五六　愛知県春日井市旭町二丁目三四番地　川上　泩　ＳＵ〇七―一〇四　名古屋市中村区靖国町一丁目一二番地　濵崎　良子
一、改葬を行おうとする者　名古屋市千種区堀割町二―一五　宗教法人方等院　代表役員　野口　政寛

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

令和八年八月二十六日
左記代理人　一般社団法人日本家畜商協会
代表理事　江藤　拓

一、住所、氏名　岩手県二戸市上斗米字上里二〇番地、佐藤　勉
一、住所、氏名　岩手県二戸市足澤字狐森三四番地、上野　司
一、住所、氏名　岩手県一関市大東町猿沢字袋沢三、髙橋源三郎
一、住所、氏名　岩手県一関市室根町折壁二丁目三番地、小山　欽治
一、住所、氏名　岩手県一関市藤沢町増沢字九十村二四番地、三浦　正幸
一、住所、氏名　岩手県奥州市前沢生母字長根一三四、安部　福三
一、住所、氏名　岩手県奥州市江刺米里字鶴城三〇番地二、鶴田　正記